



施設の種類

<施設へ直接申請>

施設の種類	地図上の表記	説明
横浜保育室		<p>「横浜保育室」とは、児童福祉法に定めた保育所(いわゆる認可保育所)ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準(保育料・保育環境・保育時間など)を満たすことで、市の認定を受けて運営経費の助成を受けている認可外保育施設のことです。</p> <p>0歳児から2歳児のお子さんを利用対象としています。</p> <p>※ 助成対象児童となるのは、横浜市及び川崎市在住の方で、月64時間以上就労している等の理由で、保護者がお子さんを保育できない場合です。(認可保育所の保育の必要事由と同様です)</p>
企業主導型保育事業		<p>認可外保育施設ではありますが、国からの助成を受けているため、保育料は基準によって上限が定められています。</p> <p>受入枠は連携する企業の従業員のための「従業員枠」と従業員以外の方のための「地域枠」の2つに分類されます。</p> <p>※掲載している施設情報は令和4年4月1日時点のものになります。</p>